

令和5年海審第4号

裁 決

貨物船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A甲板長

海技免許 六級海技士（航海）

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和3年2月23日11時49分僅か前

千葉県太東埼北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

遊漁船B

総 ト ン 数	4 9 9 トン	1 5 トン
全 長	7 4 . 9 9 メートル	
登 録 長		1 4 . 2 6 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	1 , 4 7 1 キロワット	4 4 1 キロワット

3 事実の経過

Aは、船橋の前部中央に操舵スタンドを、その左舷側に1号及び2号各レーダー並びに電子海図システムを、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ備えた船尾船橋型鋼製貨物船で、船長a 2及びa 1受審人ほか3人が乗り組み、菜種粕^{なたねかす}1,200トンを載せ、船首2.64メートル船尾4.77メートルの喫水をもって、令和3年2月23日01時30分千葉港を発し、北海道釧路港に向かった。

a 2船長は、船橋当直を単独の4時間交替3直制として、定時の20分前ないし30分前に昇橋して交替することを慣例とし、00時から04時及び12時から16時までをa 1受審人、04時から08時及び16時から20時までを一等航海士、08時から12時及び20時から24時までを自らに割り振り、出港操船に続けて船橋当直に当たり東京湾を南下した後、一等航海士に同当直を任せ、一旦降橋して休息し、07時30分頃千葉県野島埼東方沖合で同人から引き継いで再び船橋当直に就き、房総半島沿岸を北上した。

11時40分a 1受審人は、太東埼灯台から066度（真方位、以下同じ。）14.7海里の地点で、a 2船長から周囲の他船の状況等を聞いて船橋当直を引き継ぎ、針路を035度に定めて自動操舵とし、機関を全速力前進にかけて11.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 1受審人は、ヘッドアップの6海里レンジとして2号レーダーを

作動させ、操舵スタンドの後方に立って操船に当たり、針路を定めた後間もなく、船首少し右舷側 4 海里に右舷を対して航過する態勢で接近する反航船（以下「第三船」という。）を、右舷前方 3 海里のところに、B をいずれも目視で初認し、すぐにレーダーで両船の映像を確かめ、両船が横切りの関係にあって、B がその右舷前方に見る第三船の船尾方へ針路を向けるものと考え、その後第三船の状況を気にかけて B からは目を離して続航した。

1 1 時 4 4 分半少し前 a 1 受審人は、太東埼灯台から 0 6 4 度 1 5.4 海里の地点に達したとき、西行する B が右舷船首 4 6 度 1.5 海里のところとなり、その後同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、B は第三船の船尾方へ針路を向けて自船の船首方を無難に航過するものと思い、方位変化を確かめるなど、B に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、同船の進路を避けることなく進行した。

こうして、a 1 受審人は、第三船の状況を見ながら続航していたところ、1 1 時 4 7 分半 1.1 海里に接近した第三船の船首方を B が航過し、1 1 時 4 9 分少し前同船が右舷船首至近に迫り、汽笛を鳴らして右舵一杯をとったものの、及ばず、1 1 時 4 9 分僅か前太東埼灯台から 0 6 3 度 1 6.2 海里の地点において、A は、船首が 0 4 2 度を向いたとき原速力のまま、その右舷中央部に B の船首が、前方から 7 5 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 3 の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

a 2 船長は、厨房で食事の準備をしていたところ、船体への衝撃を感じて昇橋し、衝突した事実を知って事後の措置に当たった。

また、B は、船体ほぼ中央部に配した操舵室の前部中央の僅か右舷

側に舵輪を、その右舷側にレーダー、左舷側にGPSプロッターを、前方窓際に別のGPSプロッター、魚群探知機及び機関監視盤を、右舷壁際に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備えた、旅客の最大搭載人員が20人のFRP製小型兼用船で、b受審人ほか1人が乗り組み、釣り客12人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日04時45分千葉県片貝漁港を発し、太東埼北東方沖合20海里の釣り場に向かった。

b受審人は、06時15分釣り場に到着し、釣果を求めて移動しながら遊漁を行わせた後、11時20分太東埼北東方沖合21海里の釣り場を発進して帰途に就き、コースアップの6海里レンジとしてレーダーを作動させ、舵輪の後方に設けた椅子に腰を掛けて操船に当たり、11時24分半僅か過ぎ太東埼灯台から077度20.6海里の地点で、釣り客の行っていた後片付けが終わり、針路を297度に定めて自動操舵とし、機関を全速力前進にかけて16.2ノットの速力で進行した。

b受審人は、11時43分少し前太東埼灯台から067度17.0海里の地点に差し掛かったとき、右舷前方に南下する態勢の第三船を、左舷前方にAを、いずれも2海里のところに各レーダー映像を初めて探知してすぐに目視で確認し、第三船の船首方を航過できると考えて続航した。

11時44分半少し前b受審人は、太東埼灯台から066度16.8海里の地点に達したとき、北上するAが左舷船首36度1.5海里のところとなり、その後同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢のまま接近する状況であったが、Aは自船の船尾方に針路を向けて航過するものと思い、方位変化を継続して確かめるなど、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、

右舷方を向いて第三船を注視しながら進行した。

こうして、b受審人は、警告信号を行うことも、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく続航し、11時47分半第三船の船首方1,300メートルのところを航過して、11時49分少し前Aが船首至近に迫り、機関を中立運転としたものの、効なく、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部外板に凹損を伴う擦過傷を、Bは、船首部に圧壊等をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理され、b受審人が2週間の加療を要する左膝挫傷を、B乗組員が3週間の加療を要する右上腕筋挫傷等を、釣り客6人が、6週間の入院加療後6か月間の通院加療を要する胸腰椎椎体等骨折、6か月間の療養を要する胸椎骨折、5か月間の加療を要する腰殿部打撲、いずれも2週間の加療を要する頸椎捻挫、左肩挫傷、左肋骨骨折等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、太東埼北東方沖合において、北上中のAと西行中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

事実の経過に示したとおり、両船は、ともに航行中の動力船に該当し、互いに視野の内にあり、AからはBを右舷前方に、BからはAを左舷前方にそれぞれ見て、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近し、Aが避航義務を、Bが針路及び速力の保持、警告信号の実施並びに協力動作履行の各義務を果たすのにいずれも第三船との関係による制限はなく、十分な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、海上衝突予防法第15条の横切り船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、太東埼北東方沖合において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、北上するAが、動静監視不十分で、前路を左方に横切るBの進路を避けなかったことによって発生したが、西行するBが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 1 受審人は、太東埼北東方沖合において、釧路港に向けて北上中、右舷前方にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、方位変化を確かめるなど、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Bは第三船の船尾方へ針路を向けて自船の船首方を無難に航過するものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Bの進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるとともに、b 受審人、B乗組員及び釣り客6人をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

b 受審人は、太東埼北東方沖合において、片貝漁港に向けて西行中、左舷前方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、方位変化を継続して確かめるなど、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Aは自船の船尾方に針路を向けて航過するものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢のまま接近する状況に気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行してAと衝突する事態を招き、A

及びB両船に損傷を生じさせるとともに、B乗組員及び釣り客6人をそれぞれ負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月12日

海難審判所

審判長 審判官 横井幸治

審判官 覺前修

審判官 浅野活人